

日 退 教 事務局だより

15-4

日本退職教職員協議会

発行責任者 竹田邦明

2015年8月3日

FAX 送信 2 枚

福祉部から

今年 10 月 1 日から被用者年金が一元化されます。そこですでに共済年金を受給している私たちの年金がどうなるのか、連載します。

被用者年金一元化（その 1）

1 公立学校共済組合はなくなる

(1) 被用者年金一元化とは、公務員も厚生年金保険制度に加入し、2 階部分の年金が厚生年金に統一されることです。

しかし、公立学校共済組合がなくなるわけではありません。実施機関として存続します。

(2) これまで地方公務員共済組合の組合員（含む公立学校共済組合の組合員）は一元化後に厚生年金被保険者となります。

2 年金の支給（受給）開始年齢、年金の支給（受給）額はかわらない

(1) 一元化後に支給される年金の名称は変わります（※）が、共済組合に加入していた期間については、共済組合から支給され、その支給開始年齢、支給額などは変わりません。

※ 現に（9 月 30 日）特別支給の共済年金や、本来支給の共済年金を受給している人の年金の名称は共済年金のまま。

(2) 厚生年金の加入期間分の資格管理、年金額の決定・支払いは日本年金機構が行います。（民間経験や再任用で厚生年金加入期間ある方）

(3) 年金給付額は 100 円単位から 1 円単位になります。（小額なので略）

3 一元化で共済年金と厚生年金の制度的差異が解消される

(1) 厚生年金にそろえる事項、共済年金にそろえる事項、従前の仕組みを存続させる事項があります。

(2) 厚生年金にそろえる事項（以下の表のとおり）

	厚生年金（一元化後）	← 共済年金（現行）
(1)被保険者の年齢制限	70 歳まで	← なし
(2)年金給付の算定の基礎	標準報酬制 (標準報酬月額と標準賞与額)	← 基本給に手当率（1.25）を乗じて得た額と期末勤勉手当

<p>(3) (特別支給の) 老 齢厚生年金・退職 共済年金の在職支 給停止</p>	<p>■ 老齢厚生年金受給者が 厚生年金保険 の被保険者となった場合</p> <p>65 歳未満 [総報酬月額相当額+基本月額] 28 万円 が支給停止ライン (在職調整が入る) 10 月 1 日前に特別支給の共済年金が支 給されている人は激変緩和措置あり (次 号で紹介)</p> <p>65 歳以上 [総報酬月額相当額+基本月額] 47 万円 が支給停止ライン (在職調整が入る)</p>	<p>← □ 退職共済年金受給者が 共済組合の組 合員となった場合 … 年齢関係なし [基準給与月額相当額+基本月額※2 (年 金)] 28 万円が支給停止ライン (在職調整が 入る)</p> <p>□ 退職共済年金受給者が 厚生年金保険 の被保険者等となった場合 (3/4 勤務の 再任用者) … 年齢関係なし [基準収入月額相当額+基本月額] 47 万円が支給停止ライン (在職調整が入 る) ※2 基本月額には職域加算、加給年金入ら ない。</p>
<p>(4) 障がい給付 の在 職支給停止</p>	<p>なし (具体的取り扱いは政令)</p>	<p>← あり</p>
<p>(5) 障がい給付 ・遺 族給付の支給要件</p>	<p>保険料納付要件あり (実質的には影響なし)</p>	<p>← 保険料納付要件なし</p>
<p>(6) (遺族給付) 遺 族の範囲</p>	<p>● 配偶者、父母、祖父母 ・妻は年齢要件なし (30 歳未満の子のな い妻は 5 年間の有期給付) ・夫、父母、祖父母は 55 歳以上 た だし、60 歳まで支給停止 (夫が 55 歳以上で受給権があり (18 歳 未満の子がいる)、遺族基礎年金が支給 される場合は支給)</p> <p>● 子、孫 ・18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日 を迎えるまでの間で配偶者がいない者、 もしくは障がい等級 1・2 級に該当する 20 歳未満の者</p>	<p>← ○ 配偶者、父母、祖父母 ・妻は年齢要件なし ・夫、父母、祖父母は年齢制限なし た だし、60 歳まで支給停止 (遺族基礎年金が支給される場合は支 給)</p> <p>○ 子、孫 ・18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日 を迎えるまでの間で配偶者がいない者、も しくは障がい等級 1・2 級に該当する者 (年齢制限なし)</p>
<p>(7) 未支給年金※1 の 給付範囲</p>	<p>死亡した者と生計を同じくしていた 3 親 等 (おい・めい、叔父・叔母なども) 内 の親族</p>	<p>← 遺族 (死亡した者によって生計を維持 していた配偶者、子、父母、孫、祖父 母)、または遺族がいないときは相続人</p>
<p>(8) 遺族年金の転給</p>	<p>なし 先順位者が失権したとき、次順位以下 の者がいても、次順位以下の者には支給 されない。</p>	<p>← あり 先順位者が失権したとき、次順位者が いれば、次順位者に引き続き支給され る。</p>
<p>(9) 職域年金相当部分</p>	<p>なし (ただし、新たな 3 階あり)</p>	<p>← あり</p>

※1 年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

以下次号